

北海道森林管理局入札監視委員会審議概要

(ホームページ掲載日:平成21年11月6日)

開催日及び場所		平成21年10月6日(火曜日) 中会議室		
委員		松田 彊 (北海道大学名誉教授) 前田 憲秀 (前田憲秀税理士事務所) 丸谷 知己 (北海大学大学院教授) 向田 直範 (北海学園大学教授)		
審議対象期間		平成21年4月1日～平成21年6月30日		
審議対象案件		608件 うち、1者応札案件101件 契約の相手方が公益財団法人の案件20件		
抽出案件		93件 うち、1者応札案件 1件 (抽出率 15.3%) (抽出率 0.2%) 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出案件内訳	工事	一般競争	79件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 1件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
	随意契約	該当なし		
業務	一般競争	87件 うち、1者応札案件 0件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件		
	指名競争	公募型競争	該当なし	
		簡易公募型競争	該当なし	
		その他の指名競争	該当なし	
	随意契約	公募型プロポーザル	該当なし	
		簡易公募型プロポーザル	該当なし	
		標準型プロポーザル	該当なし	
		その他の随意契約	該当なし	

物品・ 役務等	一 般 競 争	424件 うち、1者応札案件95件 契約の相手方が公益財団法人の案件18件
	指 名 競 争	該当なし
	随意契約(企画競争・公募)	8件 うち、1者応札案件 4件 契約の相手方が公益財団法人の案件 1件
	随意契約(その他)	10件 うち、1者応札案件 1件 契約の相手方が公益財団法人の案件 0件
(特記事項)		

	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1 入札経緯の説明の中で、競争契約参加資格審査会があるが構成はどのようになっているのか。</p> <p>2 参加資格については、現場(署)では分からない面もあるのではないかと。</p> <p>3 資格審査について、現場の(署)において形式的な審査をするより、きちんとした手順があるのであれば、局の方で審査する方が良いのではないかと。</p> <p>4 資格設定の説明の中で、地域事業者の育成とあるが、どのような点を見るのか。</p> <p>5 工事概要説明の目的が不明瞭である。 ただ単に既設の工作物が壊れたから直すといったような記述が多い、もっと民間から要請されているとか、森林管理に利用されているとか、対外的に説明出来る目的を記述した方が良いのではないかと。</p> <p>6 林道工事の名称で「改良工事」と「災害復旧工事」に使い分けしているのは何故か。</p>	<p>1 契約担当官の諮問機関とすることから、署においては、契約担当官(署長)を長とし、次長、総務課長、担当課長、事務局(担当者)から構成されている。</p> <p>2 署に対しては全道統一的な指導をしているところである。</p> <p>3 現行の通達においては、契約行為については、契約担当官が執り行うという大原則があるので、資格審査会については、契約担当官の諮問機関である署段階で実施することになる。</p> <p>4 北海道に本店、支店若しくは営業所があるかどうかという点を見るもの(例えば函館地区発注の工事を稚内にある業者であっても資格を有する。)</p> <p>5 工事概要の説明については、表現や記述については今後も検討していきたい。</p> <p>6 経常予算で実行するものは新設工事又は改良工事とし、災害復旧として予算措置されたものは災害復旧工事としている。</p>

7 治山工事については、入札参加者数1者であるが、その場合でも入札は可能であるのか。また手続き上問題はありますか。

8 治山工事について、同じ森林管理署管内において、同じ地域で500万円未満の工事を2件発注しているが、わざわざ分割発注したのか。

9 営繕に係る調査・設計業務で落札率が23.2%と極端に低いと予定価格が高過ぎたのか。

10 造林事業においては下刈、歩道修理、作業道修理などの複数の作業種を1つの契約で発注することが出来るのか。
また、造林事業と林道工事も同様に1つの契約にすれば効率的な場合があるのではないのか。

11 造林事業の中で、虫害防除とあるが何の防除なのか。
何故この2契約だけなのか。

12 造林事業については、治山・林道工事のような工事費分析をしないのか。

7 入札参加者数が1者であっても入札執行上は問題ない。ただ競争性の確保という点からあまり好ましくないため、その場合、例えばアンケート調査を行うなど、1者であったことについての分析を実施するなどしている。

8 昨年度から繰り越してきた予算と今年度の予算と予算区分に違いがあり、合わせて発注ということが出来ないため、2件に別れたものである。

9 景気低迷による民間の新築住宅着工数の低迷、公共事業については、耐震化工事の方へシフトしていることから新築建築物の設計業務の発注が減少していることなどから、ここ数年競争が激しい状況が続いていることの結果であると考えます。
また、新築工事に係る予定価格については、全省統一して、国土交通省の算定基準を基に設計しているところである。
入札筆記書からすると予定価格を越えているものも3者いることから、予定価格が高すぎるということも言い切れないと考えています。

10 造林事業の契約の中で、下刈作業や周辺で行なう諸造林作業の実行に必要な歩道等修理を発注したものであり、こうした複数の作業種を1つの契約で発注することは可能である。
造林事業と林道の施設等の工事では、作業内容が大きく異なり基本的に請負業者も異なることから、1つの契約、発注とすることはできない。

11 ここでのいう虫害防除とはアブラムシ防除であり、この地域で時期になると発生し影響を与えることから虫害防除を実施しているものである。

12 造林事業については当初、分析を行っていたが、事業費のうち人件費の占めるウェイトが高いことから入札者ごとの差が現れにくく、分析表による特徴の把握が難しいと判断して工事費分析表を取り止めたところであるが、複数作業種の一括発注、入札の場合の傾向を把握するなど今後の取扱を検討していくこととしたい。

	<p>13 生産事業について、単価(m³/円)に差異があるのは何故か。</p> <p>14 林道の調査・設計業務において、測定の延長が長いのに金額が安いものがある一方、短いのに高いものがあるが、単価は決まっていらないのか。</p> <p>15 選木調査とはどのようなものか。</p> <p>16 再度入札における一位不動状況の様式があるが、これが何を意味するのか。</p>	<p>3 生産事業については、平均m³当たり10,000円前後であるが3回目の間伐林分の事業だと初回よりも木も太いものが多くなること、既設の作業路があることから低コストでの作業が出来るため単価も低くなる傾向になる。また作業地の地形や傾斜など作業環境によって単価については差が出てくる。</p> <p>14 測量・設計業務の中には、例えば既存の作業道を林道に格上げするなど単純に線形を測量・設計するものがある一方、橋梁の設計など高度な技術を要するものがあるが、それぞれの業務内容に応じて予定価格を算出しているところである。</p> <p>15 素材生産を実施する箇所の資材量を把握するための調査である。</p> <p>16 この調書で意味するところ、常に一位不動というのは、疑わしいのではないかという観点からと考えているところであるが、だからと言って一位不動が直ちに疑わしいものと断定出来ないことから、もう少し様子を見ていきたい。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告内容 [これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>なし</p>	

事務局:北海道森林管理局企画調整部業務調整課

(注1) 必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2) 公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。)をいう。